

岐南町道路掘削復旧要領

(趣旨)

第1条 この要領は、道路及び法定外公共物占用許可等により、占用者等が占用物等を新設、修繕又は廃止することに伴う道路掘削工事及び道路自費承認工事等（以下「掘削工事」という。）の施工にあたり、遵守すべき事項を定めることを目的とする。

(道路復旧の原則)

第2条 掘削工事により掘削跡を復旧する工事（以下「本復旧工事」という。）は、道路機能を掘削前と同等以上にすることを原則とする。

(掘削の制限)

第3条 新設又は改修を行った舗装道路については、当該舗装工事終了後、次の各号に掲げる期間が経過するまでの間は、道路の掘削工事を許可しないものとする。

- (1) コンクリート舗装道路 5年
- (2) アスファルト舗装道路 3年
- (3) 特殊舗装道路（平板・カラーブロック舗装等） 3年
- (4) 簡易舗装道路 1年

(掘削制限の適用外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は掘削工事を許可することができるものとする。

- (1) 災害予防又は事故復旧工事等、危険防止のためのもの。
- (2) ガス又は上下水道の各戸給排水管引込工事及び電力供給工事等、町民の日常生活に直接影響があると認められるもの。
- (3) その他、町長が必要と認めるもの。

(掘削及び埋戻し)

第5条 掘削工事の掘削及び埋戻しについては、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 舗装面の掘削にあたっては、事前に舗装カッター等を用いて粗雑にならないように舗装を切断すること。
- (2) 掘削する長さは、当日中に埋戻しできる程度とし、最小限に止めること。
- (3) 掘削後の埋戻しは、舗装復旧標準図（以下「標準図」という。）により、当

日中に完了すること。ただし、やむを得ない場合で、掘削箇所の安全措置が十分に講じられ、道路管理者が認める場合はこの限りでない。

(4) 埋戻し材料の締固めについては、次の方法によること。

ア 埋戻し工事は、原則として埋戻しの厚さ30センチメートル、路床部にあっては20センチメートルを超えない層ごとに十分締め固め、将来、陥没、沈下等を起こさないように施工すること。

イ 山留工を施工した場合は、埋め戻しの際に地盤に緩みが生じないように下部の埋め戻しを十分に実施し、徐々に撤去すること。

ウ 掘削箇所が暗渠、橋台、側壁等の道路構造物の下及び擁壁等の裏側にある場合には、当該箇所に砂やコンクリート等を十分に充填した後に埋戻しを行うこと。

(5) 埋戻し完了後、残材料等があるときはこれを道路外に搬出し、路面清掃を行うこと。

(仮復旧)

第6条 埋戻し工事が完了したときは、標準図（別図1、別図2）に基づく舗装種別で必要な部分の仮復旧工事を速やかに施工しなければならない。また、仮復旧工事を行う際は、既設路面と段差が生じないように施工し、路面標示、区画線等は交通安全確保のため、ペイント等で復旧し、当日中に完成しなければならない。

なお、仮復旧工事の完了後から本復旧工事の完了までの期間においては、定期的に現場を巡回し、路面の沈下その他不良個所が生じた場合は、ただちに材料補充等適切な措置を施し、通過交通に支障をきたさないようにしなければならない。

(本復旧)

第7条 本復旧工事の舗装構成については、標準図（別図1、別図2）に基づく構成を参照し、掘削前の路面の強度と同等以上の構成で施工しなければならない。

なお、復旧範囲については、舗装復旧基準図（別図3、別図4、別図5及び別図6）に基づき施工しなければならない。また、コンクリート舗装、カラー舗装、平板ブロック舗装等が設置されている場合の復旧方法は、道路管理者と事前に協議すること。

2 影響幅から絶縁線（側溝、車道中央線、車両境界線、既設舗装打継ぎ目等をいう）までの距離が1.2メートル未満の場合は、絶縁線まで復旧すること。ただし、幹線道路等において影響幅が絶縁線を越える場合は別途協議すること。

3 歩道内の縦断及び横断掘削については、原則歩道内の全幅員を復旧しなければならない。なお、影響幅から絶縁線までの距離が1.2メートル未満の場合は、絶縁線まで復旧すること。

4 路面標示、区画線等は交通規制と交通安全確保のため、本復旧工事後直ちに溶融式ペイントで復旧しなければならない。

5 本復旧工事の時期は仮復旧工事が完了し、一般交通に解放した後、路面の沈下その他不良個所が生じていないことを確認したうえで、速やかに行わなければならない。

(掘削工事完了後の手続)

第8条 占有者等は、掘削工事が完了したときは、道路管理者に工事完了届と写真(施工前、埋設深さ、各層ごと埋戻し完了、路盤完了、舗装施工前、舗装厚、舗装完了)を遅滞なく届け出て、道路管理者の確認を受けなければならない。確認後、復旧状態が良好でないと認められた場合は、道路管理者の指示に従い占有者等の負担において直ちに補修しなければならない。

(掘削完了後の瑕疵)

第9条 掘削工事完了後、車道部は2年、歩道部は1年以内に掘削工事に起因して施設補修を要する状態になった場合は、占有者等の負担において補修しなければならない。また、この期間経過後であっても明らかに施工の瑕疵があった場合は、占有者等の負担において補修するものとする。

(第三者に与えた損害)

第10条 占有工事の瑕疵により生じた事故又は紛争については、占有者等が処理するものとし、第三者に損害を与えたときは、占有者等の負担において賠償しなければならない。

(疑義)

第11条 この要領に定めた以外の事項については、その都度道路管理者が定めるものとする。

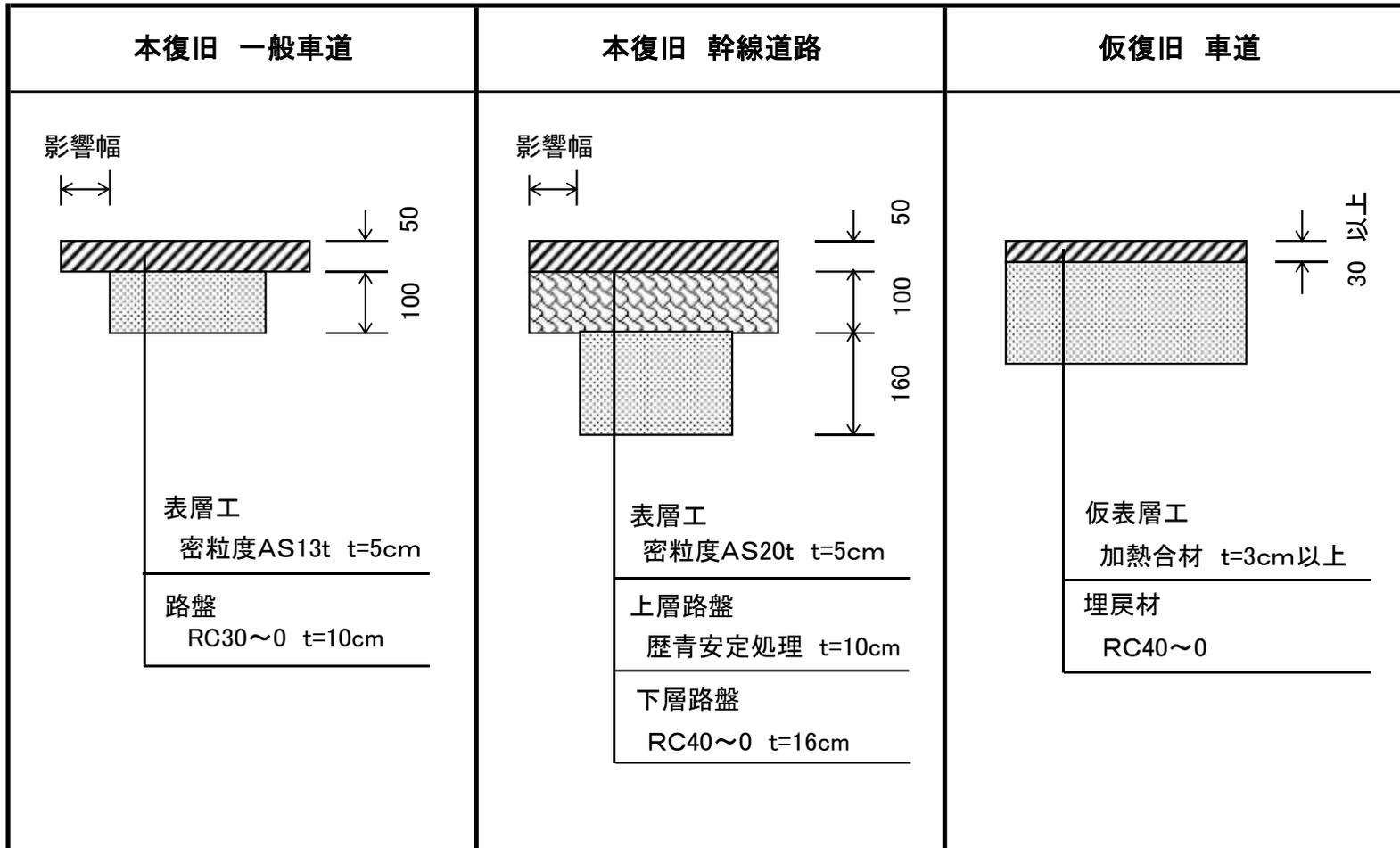
附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行するものとする。

この要領は、令和6年4月1日から施行するものとする。

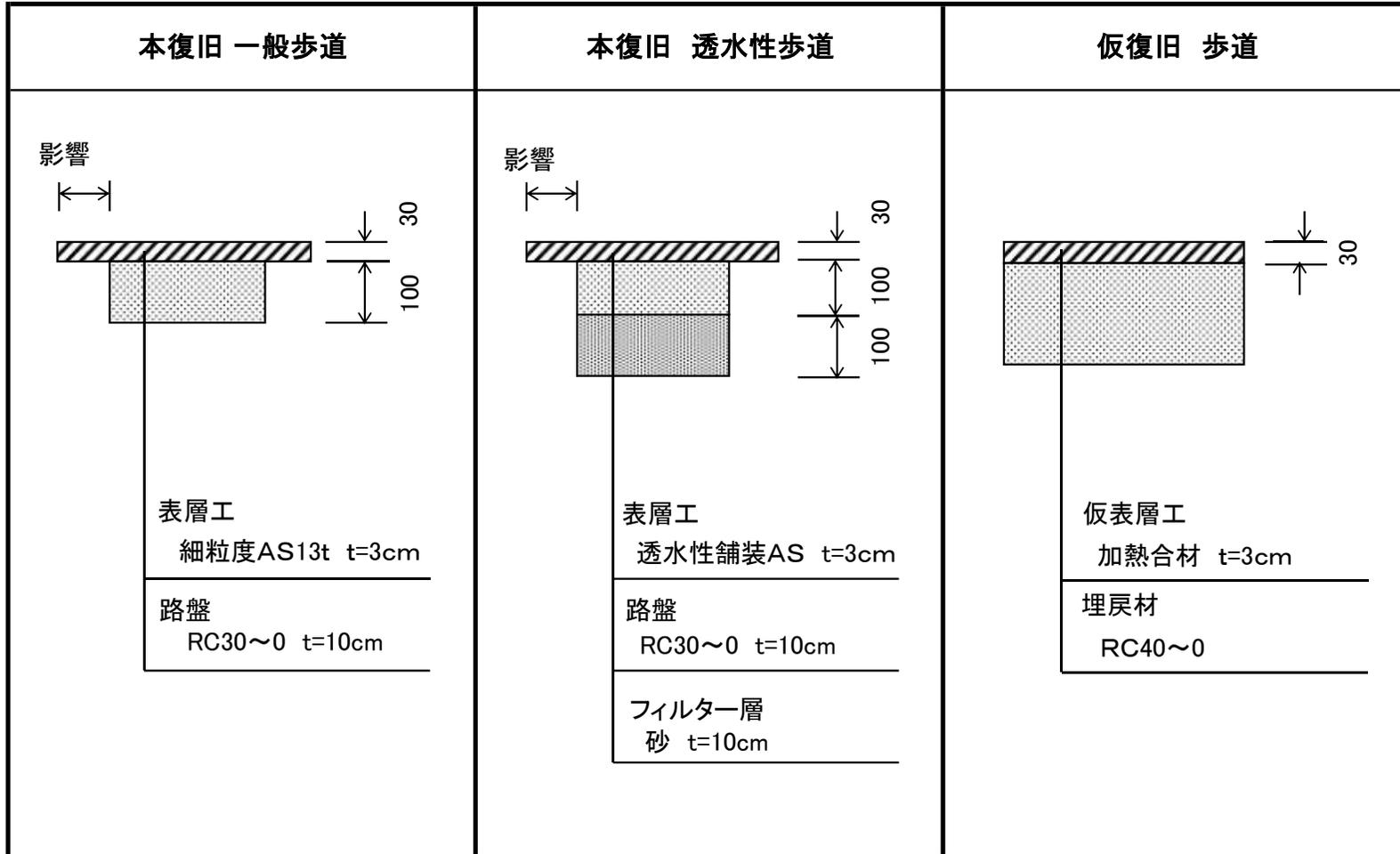
別図1

舗装復旧標準図



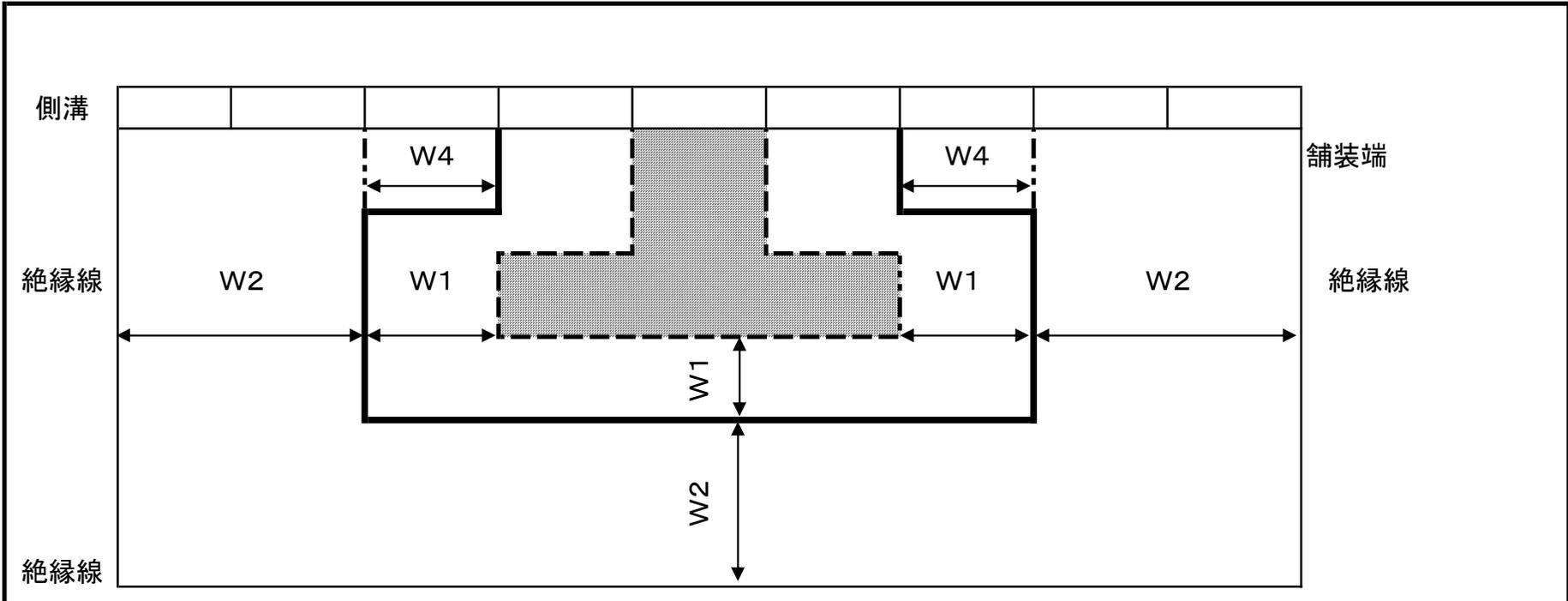
別図2

舗装復旧標準図



別図4

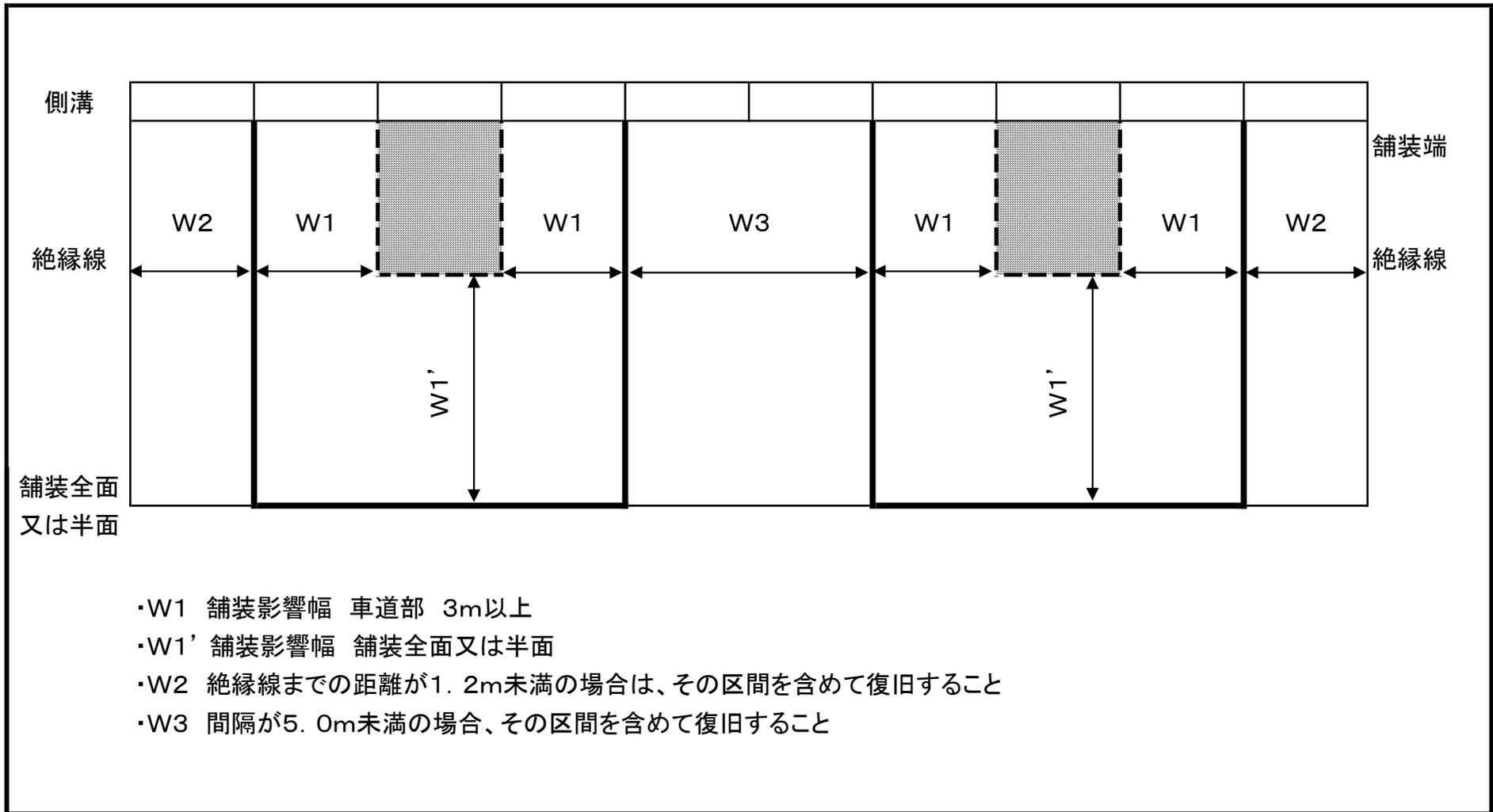
舗装復旧基準図



- ・W1 舗装影響幅 車道部 300mm
- ・W2 絶縁線までの距離が1.2m未満の場合は、その区間を含めて復旧すること
- ・W4 最小掘削幅の影響幅から最大掘削幅の影響幅までの距離が1.2m未満の場合は、その区間を含めて復旧すること

別図5

舗装復旧基準図
(掘削制限あり)



別図6

舗装復旧基準図
(掘削制限あり)

